

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2018年度第9回常任委員会 議事録

- 1 日時：2018年12月20日(木) 16:00～19:00
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室
- 3 出席者の確認

常任委員総数7名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：小美野 剛（共同代表理事）

NGOユニット：橋本 笙子

外務省：民間援助連携室長 佐藤 靖

経済界：永井 秀哉（共同代表理事）

学識経験者：石井 正子

学識経験者：堀場 明子（欠席につき表決権委任：石井委員）

事務局長：飯田 修久

オブザーバー

外務省：民間援助連携室 富澤 麻琴

外務省：民間援助連携室 島野 多佳子

AAR：穂積 武寛

議長は、常任委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

第一部 16:00-

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第8回常任委員会 議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

- (2) 第二号議案：特定非営利活動法人ADRA Japan実施のシリア事業の終了報告書への対応について

ADRA JapanからMoUには不備があったことが報告され、MoUは有効でない旨が確認された。従って、MoUに基づいて支払われた経費25,707,555円を全て助成対象外として、ADRA Japan側に返還を求めることとなった。

ただし、ADRA Japan側から意見や要望があれば聴取し、その内容について検討することとなった。

本審議結果は5名の委員が賛成（佐藤委員、永井委員、飯田委員（石井委員、堀場委員は欠席につき飯田委員へ表決権委任）、1名が保留（小美野委員）とした。

- (3) 第三号議案：コンセプトノート審査結果（点数配分）について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

- (4) 第四号議案：プログラム予算の増額（ラオス水害、ロンボク島地震）
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
ロンボク島地震に関しては、緊急期としてプログラムを立ち上げることを承認し、助成審査委員会で審議を行うこととした。
ラオス水害に関しては、不承認。
- (5) 第五号議案：JADEの助成カテゴリーに係る上限額解除について
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
JADEの助成上限解除は不承認。

5 報告事項

- (1) 財務状況の報告
事務局より、財務状況を書面にて報告した。
- (2) プライバシーポリシー及びサイトポリシーの改定に関して
事務局より本件についての報告をした。
- (3) 助成カテゴリー更新に係るPWJの財務状況の確認について
事務局より本件についての報告をし、今後四半期毎の財務状況を確認していくことを伝えた。
- (4) 特定非営利活動法人ICANのイエメン事業について
事務局より本件の現状についての報告をした。
- (5) 復興庁被災者支援コーディネート事業
事務局より本件についての進捗状況を報告した。
- (6) 熊本地震被災者支援 集合研修記録誌
事務局より本件についての作成が完了したことを報告した。
- (7) コンセプトノート方式による審査に対する不服申し出
事務局より本件についてわかちあいプロジェクトからの文書が接到した旨と対応方法につき、報告をした。
- (8) シリア国内の現地モニタリング報告
事務局より本件についての報告をした。
- (9) 日本リザルツの退会について
事務局より本件についての報告をした。
- (10) 助成審査委員会規約改定について
事務局より、記載の不備を修正したことを報告した。

(11) ケア・インターナショナル ジャパン加盟について

事務局より本件についての報告をした。

なお、加盟は2019年4月の予定。

(12) 『笑顔のお手伝い』違反の報告

事務局より、「共に生きる」ファンド助成対象の「笑顔のお手伝い」の以下事業に対し、証憑未提出の費用について返還請求をしたが支払いがされない旨について報告した。

- 対象団体：特定非営利活動法人 笑顔のお手伝い（代表理事 千葉義信氏）
- 対象事業：被災者における外国人育成プログラムの実施とその家族に対する支援及び地域高齢者の二次予防とコミュニティづくり（第16次「共に生きる」ファンド）
- 返還金：84万7475円
- 違反内容：当該団体との間で締結した2014年3月28日付け支援実施契約書（以下「本件契約」）に関し、当該団体は2015年3月31日に事業終了後、同年10月5日に終了報告書と証憑等を提出したが、JPFの監査の結果、一部人件費と国内交通費の証憑がないことが明らかになった。JPFは、当該団体に追加提出を求めたが証憑は揃わなかったため、証憑のない部分について助成対象外とし、当該団体に2018年3月29日付けで84万7475円の返還を求める請求書を送付したが、当該団体は返金を実行せず、また10月3日のJPFとの話し合いでも直ちに支払う旨の回答はなかった。JPFは改めて、11月14日までに返還金全額の支払いを請求したが、再三の催告にも関わらず当該団体から返還金の支払いは行われなかった。

第二部

6 審議事項

(1) 第一号議案：西日本被災者支援事業計画の承認：2事業

〈PWJ〉西日本豪雨被災者支援

結果：助成審査委員会の答申とおり、再提出とする。

理由：

1. コンポーネント①について、被災しているとは限らない防災を目的とする備蓄品の購入を通じた事業所の支援とは、行政と事業所の責任管轄であるため、JPFの助成対象とするのかについての疑問が残るため。発電機についても同じく、厚生労働省からの指示なども含め再度整理が必要である。
2. コンポーネント②については集会所のニーズは理解できる中、期間が短いため費用対効果が低い。
3. コンポーネント③については備品提供より防災に関するソフトコンポーネントを更に充実化して欲しい。

事務局事業計画（3か月以降、非加盟団体）

結果：条件付き承認とする。

（常任委員会での条件）プログラム申請書の具体的な現地の状況、事業内容が不明確であり、予算書と整合していないため再作成。

なお、本条件の解除に際してはメール審議を行うこととする。

8 書面による報告

- ① NGOユニットからの報告
- ② 事業計画変更の報告
- ③ JPF事務局審議結果の報告
- ④ 固定資産処理の報告
- ⑤ 終了報告書審議結果の報告
- ⑥ コアチームの報告
- ⑦ 共に生きるファンド監査結果報告

9 次回以降の常任委員会開催日時と会場について

2018年度第10回常任委員会：2019年 1月21日(月) 麴町GN安田ビル4F会議室

2018年度第11回常任委員会：2019年 2月25日(月) 麴町GN安田ビル4F会議室

2018年度第12回常任委員会：2019年 3月20日(水) 麴町GN安田ビル4F会議室

「共に生きる」ファンド常任委員会

：2019年1月22日(火) 麴町GN安田ビル4F会議室

以上